国民健康保険・後期高齢者医療制度 にご加入の方へ

第三者行為によるけがの治療を受ける場合は、事前に町へご連絡ください！











まずは保険課へご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をした場合でも、届け出をすれば、マイナ保険証や資格確認書等を使って治療を受けることができます。この場合の医療費は、加害者が負担することが原則であるため、町や健康保険が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類をご案内しますので、必ず保険課へご連絡ください。

なお、単独事故の場合でも、届け出をお願いします。

示談は慎重に！

届け出の前に加害者と示談を結んでしまうと、町や健康保険が加害者に医療費を請求できない場合があります。示談をする前に、必ず保険課へご連絡ください。

こんなときは、マイナ保険証や資格確認書等が使えません！

- 飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故
- けんかや泥酔によるけが
- 業務上（仕事、通勤中）での病気やけが（労災保険が対象になります）

【問合せ先】 保険課　☎ 029−240−7113（直通）

安価で安心　ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

医療福祉費支給制度（マル福）申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

該当となる方がマル福を受給するには、申請が必要です。

まだ申請されていない方は、保険課（１階　４番窓口）へお問い合わせください。

○マル福は以下の区分に分かれています。

妊　産　婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方
小　　児	出生の日から高校３年生の学年末（18歳に達する以後、最初の３月31日まで）のお子様
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※１）を満たしている方とそのお子様 ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である （※１）世帯、健康保険、配偶者の障がいの状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳（1級、2級または内部障害（※２）における3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・身体障害者手帳3級をお持ちで知能指数50以下の方 ・身体障害者手帳4級をお持ちで知能指数50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級を両方お持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳4級を両方お持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで知能指数50以下の方 ・療育手帳（ⒶまたはAの認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・特別児童扶養手当1級を受給の方 ・障害年金1級の受給権をお持ちの方 （※２）内部障害：心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障がいによるもの、ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害

○マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「【医療福祉費支給制度】マル福について」をご覧いただくか、保険課へお問い合わせください。

町ホームページ

マイナンバーカードが医療福祉費受給者証（マル福）として利用できるようになりました

令和８年４月１日から、マイナ保険証の利用登録をしている場合は、マイナンバーカードが医療福祉費受給者証として利用できるようになりました（未対応の医療機関を除く）。

ただし、**紙の受給者証もこれまでどおり受給者全員に交付します。**

詳しくは、右記の二次元バーコードから町ホームページをご覧ください。

町ホームページ

【問合せ先】 保険課　医療年金グループ　　☎ 029−240−7113（直通）